

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成27年9月30日

茅ヶ崎市長 服部 信明

茅ヶ崎市条例第47号

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を定めるとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況、日常生活への影響その他の事情に応じて適切に、途切れることなく行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるようにするため、国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「関係機関等」という。）との連携協力を努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の生活の安定に資するため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

(住居確保の支援)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の確保を支援するため、転居に要する費用の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等を支援するため、家事、保育、介護等の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民への啓発活動等)

第10条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者の支援に取り組む者に対する研修等)

第11条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるようにするため、犯罪被害者等の支援に取り組む者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する情報提供)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、情報の提供を行うものとする。

(意見の聴取)

第13条 市は、犯罪被害者等が適切に支援を受けられるようにするため、犯罪被害者等及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年11月25日から施行する。